

# 第 1 日

1. 令和5年6月5日午前10時00分招集
2. 令和5年6月5日午前10時00分開会
3. 令和5年6月5日午前11時04分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
8番 竹下周三	9番 秋丸 要一	10番 笹淵賢吾
11番 坂本敏彦	12番 高木洋一郎	
7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)  
なし
8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 有働和明	書 記 鴨川奈々	
------------	----------	--
11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 石原佳幸	教 育 長 米田加奈美	
総務課長 石原康司	地域振興課長 野田敏治	
建設課長 中嶋啓晴	税務課長 大山和説	
住民環境課長 中原寿郎	まちづくり課長 坂口圭介	
保健子ども課長 宇野貴子	福祉課長 前田洋子	
農林振興課長 上原克彦	農業委員会局長 池上圭造	
学校教育課長 鍋島忠隆	社会教育課長 益永浩仁	
特養施設長 前淵康彦	病院事務部長 高木浩昭	
会計管理者 松尾 修		
12. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	行政報告
日程第5	議案第38号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第39号 和水町子育て支援基金条例の制定について

日程第7	議案第40号	和水町重度心身医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第41号	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第9	議案第42号	和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10	議案第43号	令和5年度和水町一般会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第44号	令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第45号	令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第46号	令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第47号	令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第48号	令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第49号	令和5年後和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第50号	令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第51号	字の区域の変更について
日程第19	陳情等	の常任委員会付託について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

ただいまから、令和5年第2回和水町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高木洋一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、齋木幸男君、8番、竹下周三君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（高木洋一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月9日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月9日までの5日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年第2回和水町議会定例会の開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれては、御多忙のところ御出席を賜り、御礼を申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、条例5件、補正予算8件、その他1件、報告2件、人事2件、合計の18件であります。

この諸議案につきましては、後刻、町長から説明がございしますが、議員各位におかれては、円滑に議事が進行しますよう適正妥当な議決に達せられるよう切望してやみません。

なお、本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明員の出席を要請しております。

6月定例会以降の主な行事及び地方自治法第125条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計、公営企業会計の出納検査の状況は、別紙にてお手元に配りましたとおりです。

以上で、諸般の報告を終わり、開会の挨拶とします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（高木洋一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましておはようございます。

（おはようございます。）

町長の石原でございます。令和5年第2回和水町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。町民の皆様におかれましても、平素より調整に関心をお寄せいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、昨年4月の16日に町長に就任し1年余りが経過しました。この1年間、「人が元気、町が元気、新しい和水をつくる」という旗印の下、まちづくり7つの政策を掲げ、子育て・教育環境の充実・移住定住を核とした町の活性化などに取り組んでまいりました。まだまだ道半ばではございますが、「笑顔輝き 魅力あふれる和水町」を実現するため、各種政策に積極的に取り組んでまいります。

それでは、定例議会に当たり、行政報告を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置づけが5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類へ引き下げられました。これに伴い、日常生活において多くの制約が解除され、ようやくコロナ禍以前の生活に戻り、人の動きも活発になると認識しております。

町内の各種イベントにおきましても、制限なく開催できることを大変うれしく思っております。4年ぶりの開催となる8月の古墳祭につきましては、今回で50回目の節目を迎えますので、町全体で盛り上げていき、皆様のよき思い出となる祭りとなるよう計画しております。そのほか夏祭り盆踊り大会、ペーロン大会なども通常どおり開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、本年5月に石川県において最大震度6強の地震が発生しており、千葉県においても最大震度5強の地震が発生し、全国各地で地震の発生が相次いでおります。地震により被害に遭われました方に、この場をお借りしてお見舞い申し上げます。

また、6月に入り、先日、熊本県を含む九州北部地方が梅雨入りとなりました。近年は想像をはるかに超える規模の豪雨や線状降水帯が発生しており、大雨による水害や土砂災害に最大限の警戒が必要です。いつ発生するかわからない自然災害に備え、町民の生命や財産を守るために迅速に対応してまいりますので、町民の皆様におかれましては早めの避難を心がけていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

さて、令和5年3月定例会以降の主な行政報告を申し上げます。

まず3月には、町内の保育園で卒園式、小学校中学校の卒業式が、4月にはそれぞれの入園式、入学式が開催され、子供たちも新たな一步を踏み出されました。また5月下旬には、町内の小学校・中学校で運動会や体育大会が開催されました。今年度は来場制限のない大会となり、多くの保護者や地域の方々がお集まりになられ、大変な盛り上がりでございました。子供たちの御指導を賜っております校長先生をはじめとする各先生方におかれましては、心より御礼を申し上げます。

そして、4月2日には和水町消防団辞令交付式を行いました。令和5年度は12名の方が入団され、総勢418名の団員の皆様に、災害はもちろん、火災時の消火活動や火災予防等に御尽力いただきます。

近年、自然災害などによる出勤が多くなっております。団員の皆様には、町民の安心安全のために御活躍いただきますことに感謝申し上げます。

そして5月14日には、第78回玉名郡民明体育祭が和水町総合グラウンドにて開催され、総合開會式及び陸上競技が行われました。惜しくも和水町は2位という結果ではございましたが、選手の皆様の活躍には町長として誇らしく思っており、7月に開催予定の球技種目等におきましても、精いっぱい頑張ってくださいたいと思っております。そのほかの行事につきましては、お手元にお配りしております報告書にて御報告とさせていただきます。

本定例会には、お手元にお配りしております議案書のとおり条例に関する議案が5件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算が8件、その他1件、報告2件、人事2件の計18件の議案を上程しております。

各議案の詳細につきましては、この後、それぞれの担当課長より御説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告といたします。どうぞよろしく願いします。

---

日程第5 議案第38号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5、議案第38号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第38号について、提案理由の説明をいたします。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明いたします。

3ページを御覧ください。

提案理由

国家公務員に準拠することとし、民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域間格差の解消及び処遇改善を図るため、新たに地域手当及び単身赴任手当を支給可能にするもの。

また、機構改革により、級別職務分類表の見直しを行ったため。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、1ページ目のほうを御覧ください。

第2条に、新たな手当として地域手当、単身赴任手当を追加しております。

また、1ページ目の終わりから2ページにかけて、まず第10条の4としまして、地域手当の項目を追加しています。在勤する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、規則で定める地域に在勤する職員に支給することとし、地域や支給割合につきましては、別途、規則で定めることとしております。

次の、第10条の5では、単身赴任手当の項目の追加となります。

別途規則等で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者等と別居して生活することとなった職員に支給することとし、手当の月額が3万円と、別途、規則で定める職員が住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じた加算額となっております。

続きまして、5ページ目のほうを御覧ください。

別表第3の級別職務分類表の改正となります。

最初の6ページのほうを御覧ください。

上の表が、医療職（2）の職種、栄養士、管理栄養士、理学療法士となっております。

下の表が、医療職（3）の職種、准看護師、看護師、保健師となっております。

この給料表適用者が行政職と同じように、課長補佐、課長職の職務に就くことができるよう級別職務分類表、5級の段の分類のほうを改正しています。

最後に、この条例の適用日につきましては、附則のほうで公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしております。

以上、議案第38号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

---

#### 日程第6 議案第39号 和水町子育て支援基金条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6、議案第39号「和水町子育て支援基金条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 坂口君

○まちづくり課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第39号「和水町子育て支援基金条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

和水町子育て支援基金条例を次のとおり定める。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を申し上げます。

和水町の子供たちの健やかな育ちを支援することを目的として、和水町子育て支援基金を設置するため、この条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

この基金条例は、第1条の設置から第7条の委任で構成しております。

これは、令和2年3月に制定いたしましたふるさと応援寄附金基金条例と同じ構成となっております。

また、和水町が目指す子育て世代を支えることを基本とした「産み育てやすいまちづくり」、「住み続けたいまちづくり」を実行するために「子ども子育て応援宣言」を本日の議会全員協議会で御提案いたします。

この応援宣言の応援プランは出生祝金や入学祝金など様々な子育て支援を行うため、多くの財源を必要といたします。その財源を確実なものとして確保できるよう、子育て支援に必要な費用を基金化して、安定した運営ができるようにするための条例制定となります。

財源といたしましては、主にふるさと応援寄附金の収益を柱としており、国民の皆様からの善意を基金化するものです。

以上で、議案第39号「和水町子育て支援基金条例の制定について」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

---

#### 日程第7 議案第40号 和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7、議案第40号「和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 議案第40号「和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」、説明をいたします。

議案第40号「和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を次のように定める。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について御説明します。

1 ページを御覧ください。

1 ページに記載のとおり、条文の中の文言「障害」を「障がい」と一部平仮名標記に改めるものです。その他、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い、文言の整理を行っております。

新旧対照表3 ページを御覧ください。

第2条の表中の一部負担金につきまして、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額の内容を、「他の法令等により国または地方公共団体の負担により給付される、いわゆる公費負担医療がある場合は、その額を控除した額」に改正するものです。

以上で、議案第40号「和水町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

---

**日程第8 議案第41号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○議長（高木洋一郎君） 日程第8、議案第41号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第41号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、説明いたします。

議案第41号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を次のように定める。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の根拠である児童福祉法45条第2項において、所管が厚生労働省から内閣府に改正されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（基準府令）も改正されました。これに伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について御説明します。

新旧対照表を御覧ください。

1 ページに記載の第15条第1項第4号、裏面2ページに記載の第44条につきましては、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正するものです。

新旧対照表1ページの第37条につきましては、基準府令の内閣府への移管に伴う表記の改正がっておりますので、基準府令に準じて改正するものです。

以上で、議案第41号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

---

#### 日程第9 議案第42号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9、議案第42号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 議案第42号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、説明いたします。

議案第42号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を次のように定める。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の根拠である児童福祉法第45条第2項において、所管が厚生労働省から内閣府に改正されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（基準省令）も改正されました。これに伴い、条例を改正する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由でございます。

具体的な改正内容について御説明します。

新旧対照表を御覧ください。

第25条につきまして、「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改正するものです。

以上で、議案第42号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

---

日程第10 議案第43号 令和5年度和水町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第10、議案第43号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 議案第43号「令和5年度和水町一般会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,190万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億6,408万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

7ページのほうを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金に345万8,000円を追加します。新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国の負担金です。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、28節地方創生臨時交付金に910万7,000円を追加します。

また、そのページの一番下の16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金にも、同じく910万7,000円を追加しております。

この2つにつきましては、原油価格物価高騰対策によるLPガス使用世帯への支援に対する事業に対するもので、地方創生臨時交付金と県の単独補助金をそれぞれ2分の1財源として充当し、実施するものとなっております。

また、同じページの中ほど、3目衛生費国庫補助金に1,551万1,000円を追加いたします。新型コロナウイルスワクチンの接種に係る国庫補助金となります。

続きまして、8ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金に265万9,000円を追加いたします。

子育て支援対策臨時特例交付金231万8,000円は、国の要領が改正されたことに伴いまして県の間接補助事業となったため、国庫補助金のほうを同額を減額し、新たに県補助金に組替えたもので、また、子ども・子育て支援交付金34万1,000円を追加しております。

その下、4目農林水産業費県補助金300万円の追加計上は、今年度認定予定の認定新規就農者に対しまして、経営開始直後の経済的支援のため経営開始資金1名分150万円、これの2名分を追加計上しております。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入のコミュニティー助成事業助成金(消防団)の100万円、この部分は消防団の装備品充実を目的としまして消防のカラーホースと電工ドラムの購入事業、その下の自主防災組織分200万円は、下津原西区防災会の投光器等の備品整備事業に対するものとなっております。

いずれも宝くじの社会貢献広報事業としまして、昨年度申請しており、今年度、新たに助成金の交付決定が通知され、追加計上したものとなります。

続きまして、9ページのほうを御覧ください。

22款町債、1項町債、総額で970万円の減額計上となります。

これは、県に提出しました今年度の1次協議に合わせて減額しており、起債対象の各事業費につきましては、今後、変更契約等の可能性があることから減額はしておりません。その差額に関しましては、財政調整基金等の一般財源で調整しております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

10ページを御覧ください。

まず、人件費につきましては、4月の人事異動員また昇格等に伴いまして、事業ごと補正を行っております。

その中で、今回は、2款総務費、1項総務費、1目一般管理費、3節職員手当等の中の退職手当組合負担金を、5,583万3,000円減額補正をしております。

この減額につきましては、定年年齢が改正されたことに伴いまして、今年度は定年退職者が出ない年度となりますので、特例措置によりまして負担金のほうが4分の1となることに伴い減額しております。

また、この特例措置につきましては、令和7年度、令和9年度、令和11年度、令和13年度も同じように4分の1となる予定となっております。

この退職手当につきましては、各事業でも同じ内容となりますので、これ以降の説明は省略させていただきます。

また、その下の職員手当に地域手当57万5,000円、単身赴任手当91万2,000円を追加しております。今回、職員の給与に関する条例を一部改正することに伴い、この支給要件に当てはまる職員に対する手当の増額補正となります。

続きまして、12ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に594万6,000円を追加します。

12節の委託料に、放課後児童クラブにおいてバス等を利用し送迎を行っている施設に対しまして、送迎支援事業委託を行うために102万7,000円、また、18節負担金補助及び交付金に、民間保育所において、障がい児保育担当保育士を配置して取り組む事業に対しまして255万3,000円を補助するものが、主な内容となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に1,896万9,000円を追加しております。新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う予算でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費に1,821万4,000円を追加します。原油価格・物価高騰対策としまして、LPガスの使用世帯2,524世帯に6,000円の支援を行う事業に対するもので、地方創生臨時交付金と県の単独補助金をそれぞれ2分の1充当し実施するものです。

続きまして、19ページを御覧ください。

11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、4目社会体育施設災害復旧費に133万4,000円を追加します。総合グラウンドの排水施設及びのり面が崩壊したため、復旧工事を行うものとなります。

以上、歳出予算補正についての説明を終わります。

次に、4ページのほうを御覧ください。

第2表地方債補正についての説明となります。

限度額のほうを補正変更しております。

この部分につきましては、歳入のほうで説明したとおり、県に提出しました今年度の1次協議に合わせて増減をしております、合計で970万円の減額となります。

以上、議案第43号「令和5年度和水町一般会計補正予算(第3号)」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第11 議案第44号 令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第11、議案第44号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長(中原寿郎君) ただいま議題となりました、議案第44号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,839万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出から御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を33万6,000円減額します。3 節の退職手当組合負担金は、定年延長に伴う負担割合の変更により48万1,000円を減額し、4 節の共済費については、4 月からの負担率の改定により14万5,000円を増額するものでございます。

また、1 款、2 項、1 目の賦課徴収費に係る国保システム改修業務委託料については、6 月 1 日から施行されます健康保険法等の一部を改正する法律によって、産前産後期間中における国保税の免除措置が創設されます。これを受けて、システム改修が必要になるもので52万8,000円を新たに追加いたします。

次に、歳入を御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

4 款県支出金、2 項、1 目の保険給付費等交付金は、国保システム改修に係る経費52万8,000円を全額、特別交付金として県から受け入れるものでございます。

6 款繰入金については、退職手当と共済費に係る一般会計繰入金を、歳出に合わせて33万6,000円減額いたします。

以上で、議案第44号「令和5年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

## 日程第12 議案第45号 令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第12、議案第45号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 議案第45号「令和5年度和水町介護保険事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧下さい。

令和5年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ188万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,910万5,000円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

今回の補正は、主に4月の人事異動に伴う人件費の補正となっております。

まず、歳出から御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 節報酬 5 万 2,000 円、2 節給料 100 万円、3 節職員手当等 100 万 1,000 円、4 節共済費 1 万 3,000 円等の 206 万 6,000 円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の減額となっております。

次に、4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費の 18 万円の増額につきましては、会計年度職員を介護認定調査員から地域包括支援の相談員に配置換えしたことによる増額となっております。

次に、歳入を説明いたします。

5 ページを御覧ください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料 4 万 1,000 円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、1 節現年度分地域支援事業交付金 6 万 9,000 円。

5 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、1 節現年度分地域支援事業交付金 3 万 5,000 円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)、1 節現年度分地域支援事業費繰入金 3 万 5,000 円。

以上の増額につきましては、会計年度職員の配置換えに伴う財源の組換えとなっております。

次に、4 目その他一般会計繰入金、1 節その他一般会計繰入金 206 万 6,000 円の減額は、人事異動に伴う人件費分となっております。

以上で、議案第 45 号「令和 5 年度和水町介護保険事業会計補正予算（第 1 号）」の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

---

### 日程第 13 議案第 46 号 令和 5 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第 13、議案第 46 号「令和 5 年度和水町別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 前淵君

○特養施設長（前淵康彦君） 議案第 46 号「令和 5 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和 5 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,231 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,026 万 4,000 円とする。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、歳出について、御説明申し上げます。

予算書の7ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費については、4月及び5月の職員異動等に伴う報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費(通勤手当)の増減調整を行い、総額で1,858万円を減額補正します。

減額の主な理由は、退職手当組合負担金の1,418万2,000円の減額です。

次に、2目施設管理費については、16節の公有財産購入費において、きくすい荘建て替え用地費として201万5,000円を増額補正します。取得予定地については、畑2筆で、合わせて1,679平方メートルです。令和4年度に購入しました用地が4,335.18平方メートルであり、今回、補正後に新たにこの2筆を追加購入できますと、合計で6,014.18平方メートルとなります。

次に、8ページの2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費については、5月の職員の異動に伴う給料、職員手当等及び共済費の増減調整によるもので、総額425万1,000円を増額補正します。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。

予算書の6ページを御覧ください。

まず、8款の繰入金ですが、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金については、歳出の減額補正に合わせて1,432万9,000円を減額補正し、また、2項基金繰入金、1目の特老建設基金繰入金については、きくすい荘の建て替え事業の財源として1億1,700万円を予算化しておりましたが、その一部を町債に組み替えるため8,798万5,000円を減額補正します。

次に、10款町債、1項町債、1目の施設整備債として9,000万円を増額補正します。これは、地質調査に750万円、造成測量設計に1,250万円及び建築実施設計に7,000万円のきくすい荘の建て替え事業に充当するものです。

町債9,000万円の内訳は、介護サービス事業債として4,500万円及び過疎対策事業債として4,500万円となっております。

次に、3ページを御覧ください。

地方債についてです。

先ほど歳入でも説明しました施設整備事業の介護サービス事業債及び過疎対策事業債について9,000万円を限度額として予算計上しております。

以上で、議案第46号「令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

---

日程第14 議案第47号 令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第14、議案第47号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいま議題となりました議案第47号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億339万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

歳出から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を67万7,000円減額します。3節の退職手当組合負担金は定年延長に伴う負担割合の変更により74万2,000円を減額し、4節の共済費については、4月からの負担率の改定により6万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

5ページを御覧ください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金を71万3,000円減額します。これは、2人分の退職手当組合負担金及び1人分の共済組合負担金の増減に伴う繰入金の調整として、71万3,000円を減額するものです。

また、6款諸収入、4項、1目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、当該受託事業を実施する職員1人分の共済組合負担金の増額に伴いまして、収入が3万6,000円増となります。

以上で、議案第47号「令和5年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

---

日程第15 議案第48号 令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第15、議案第48号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第48号「令和5年度の和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を行います。

予算書の差し替えをしております。申し訳ございませんでした。

1 ページを御覧ください。

令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条、令和5年度和水町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算、以下、予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

第1款簡易水道事業収益、既決予定額6,801万4,000円、補正予定額65万円、計6,866万4,000円。

第2項営業外収益、既決予定額4,469万9,000円、補正予定額65万円、計4,534万9,000円。

（支出）

第1款簡易水道事業費用、議決予定額6,288万4,000円、補正予定額65万円、計6,353万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額5,939万3,000円、補正予定額65万円、計6,004万3,000円。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,979万2,000円は損益勘定留保資金1,979万2,000円で補填するものとする。

（収入）

第1款資本的収入、既決予定額7,268万1,000円、補正予定額323万2,000円、計7,591万3,000円。

第3項他会計補助金、既決予定額1,144万円、補正予定額323万2,000円、計1,467万2,000円。

（支出）

第1款資本的支出、既決予定額9,247万3,000円、補正予定額323万2,000円、計9,570万5,000円。

第1項建設改良費、既決予定額6,925万円、補正予定額323万2,000円、計7,248万2,000円。

2 ページになります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給与費、既決予定額811万円、補正予定額35万円の減、計776万円。

（他会計からの補助金の補正）

第5条、予算9条中に定めた一般会計から、この会計へ補助を受ける金額「5,144万円」を「5,532万2,000円」に改める。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算説明資料により説明させていただきます。

15ページを御覧ください。

1 款簡易水道事業費用、目の総経費は職員の給与手当等の増額、20節委託料100万円の固定資産調査業務委託は、法適用後の資産の調査費用として増額補正をいたしております。

また、36節退職手当組合負担金、こちらを43万5,000円減額しております。

なお、収入につきましては前14ページの簡易水道事業収益の他会計補助金、これは一般会計からの補助金ですけれども、65万円を増額しております。

続きまして、資本的収入及び支出です。

17ページの支出のほうを御覧ください。

1 款資本的支出、22節修繕費で、大藤取水井戸の水位低下、それと異常警報があることから、水中ポンプを引き上げて修繕を行う工事費323万2,000円を増額補正をいたしております。

収入につきましては、前16ページの1 款資本的収入の他会計補助金、こちらも一般会計からの補助金ですけれども323万2,000円を増額しております。

以上で、議案第48号「令和5年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第16 議案第49号 令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16、議案第49号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第49号「令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を行います。

こちら差し替えを行っております、大変申し訳ございませんでした。

1ページを御覧ください。

令和5年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条、令和5年度の和水町下水道事業会計補正予算会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和5年度和水町下水道事業会計補正予算、以下、予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

第1款下水道事業収益、既決予定額1億9,601万1,000円、補正予定額22万8,000円の減、計1億9,578万3,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億2,698万円、補正予定額22万8,000円の減、計1億2,675万

2,000円。

(支出)

第1款下水道事業費用、既決予定額1億8,650万7,000円、補正予定額22万8,000円の減、計1億8,627万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額1億7,866万2,000円、補正予定額22万8,000円の減、計1億7,843万4,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条、予算第4条に定めた「資本的収入及び支出の予定額」を次のとおり補正し、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,381万1,000円は損益勘定留保資金3,381万1,000円で補填するものとする。

(収入)

第1款資本的収入、既決予定額9,451万円、補正予定額258万5,000円、計9,709万5,000円。

第3項他会計補助金、既決予定額2,484万4,000円、補正予定額258万5,000円、計2,742万9,000円。

(支出)

第1款資本的支出、既決予定額1億2,832万1,000円、補正予定額258万5,000円、計1億3,090万6,000円

第1項建設改良費、既決予定額7,324万9,000円、補正予定額258万5,000円、計7,583万4,000円。  
2ページになります。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与、既決予定額779万3,000円、補正予定額228万7,000円の減、計750万6,000円。

(他会計からの補助金の補正)

第5条、予算第9条中に定めた一般会計からこの会計補助を受ける金額7,310万2,000円を7,545万9,000円に改める。

1、特定地域保全公共下水道事業3,559万2,000円。

2、特定地域生活排水処理事業4,086万7,000円。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算書説明書により説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

(収益的支出の支出)

1款下水道事業費、18節保険料1万1,000円の下水道賠償責任保険に新たに加入する費用として増額をいたしております。14節印刷製本費の納付書購入費4万8,000円、こちらを増額補正しております。

なお、収入につきましては、前ページ15ページになります。

下水道事業収益の他会計補助金22万8,000円、こちらのほうを減額しております。

続きまして、資本的収入及び支出です。

18ページの支出を御覧ください。

1 款資本的支出、22節修繕費で、浄化センターの警報装置の修繕を行う費用としまして258万5,000円を計上しております。

収入につきましては前17ページを御覧ください。

1 款の資本的収入の他会計補助金、こちらも一般会計からの補助金ですけれども258万5,000円を増額しております。

以上で、議案第49号「令和5年度昇町下水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第17 議案第50号 令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第17、議案第50号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいま議題となりました議案第50号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を行います。

表紙の裏面を御覧ください。

令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条、令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和5年度和水町病院事業会計予算、以下、予算という。

第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

収入については補正はございません。

（支出）

第1款病院事業費用、既決予定額10億5,096万3,000円、補正予定額マイナス1,227万9,000円、計10億3,868万4,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億8,009万2,000円、補正予定額マイナス898万4,000円、計9億7,110万8,000円。

第3項健康管理センター費用、既決予定額1,999万6,000円、補正予定額マイナス111万8,000円、計1,887万8,000円。

第4項居宅介護支援事業費用、既決予定額2,016万4,000円、補正予定額マイナス97万円、計1,919万4,000円。

第5項訪問看護費事業費用、既決予定額2,361万9,000円、補正予定額マイナス120万7,000円、計2,241万2,000円。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条、予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「3,692万6,000円」を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「4,207万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入については補正はありません。

(支出)

第1款資本的支出規定予定額1億6,916万円、補正予定額514万6,000円、計1億7,430万6,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億1,699万1,000円、補正予定額514万6,000円、計1億2,213万7,000円。

(議会の議決を得なければ、流用することができない経費の補正)

第4条、予算第8条中に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額6億5,795万2,000円、補正予定額マイナス1,511万6,000円、計6億4,283万6,000円。

令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

補正の内容につきましては、補正予算の実施計画により説明させていただきます。

2ページの上の表を御覧ください。

1款病院事業費用、1項医療費用、1目給与費は、新規職員採用による給与手当の増額と退職手当負担金の算出の変更による減額で、1,182万1,000円の減額補正を行います。

3目経費は、リハビリテーション科の作業療法、言語聴覚療法に係る消耗品費と院内のトイレ等の修繕費用として281万5,000円の増額補正です。

6目研究研修費は、リハビリテーション科での図書購入費として2万2,000円補正するものです。

3項健康管理センター費用、4項居宅介護支援事業費用、5項訪問看護事業費用は、退職手当負担金の計算の方法の変更で減額となっておりますのでございます。

続きまして、資本的収入及び支出です。

下の表を御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費は、リハビリテーション科で診療所に使用するX線透視撮影装置、昇降テーブル、嚥下造影対応チェアと超音波画像診断装置等の購入費用として477万7,000円増額補正いたします。

また、2目の施設費では、給食棟のスピーカーの設置費用として36万9,000円を補正するものです。

以上で、議案第50号「令和5年度和水町病院事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第18 議案第51号 字の区域の変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第18、議案第51号「字の区域の変更について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 上原君

○農業振興課長（上原克彦君） 議案第51号「字の区域の変更について」、提案理由の説明をいたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、和水町の字の区域を次のとおり変更するものとする。  
令和5年6月5日提出 和水町長 石原佳幸でございます。

まず、提案理由を説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

提案理由といたしまして、和水町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、1ページにお戻りください。

現在、県営事業において中山間地域総合整備事業「圃場整備」が実施されており、今回、提案しておりますのは、辻工区と上板楠工区の2工区になります。

農地等の区画整理に伴い、一覧表のとおり字界を変更するもので、左の列に変更前の「大字・字」を、右の列に変更後の「大字・字」を記載しており、中央の列に字界変更の区域を記載しております。

字の区域変更の時期につきましては、熊本県が土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第55条の規定に基づき、12月に法務局に登記申請する予定となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第19 陳情等の常任委員会付託等について

○議長（高木洋一郎君） 日程第19、「陳情等の常任委員会付託等について」は、お手元に配りました陳情等文書一覧表のとおり配付しましたので、報告をいたします。

---

○議長（高木洋一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6日の一般質問は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午前11時4分